

部有財産処分取扱方針

1. 取扱の対象となる財産

大字、字及び区並びに組有の所有名義の財産とする。

ただし、組有名義の財産について個人所有として所有権の確定したものは除外する。

2. 処分

- ① 所有権移転をしようとするときは、部有財産管理者半田市長に届け出なければならない。
- ② 届け出書には処分することを決めたことの証明できる書類を添付すること。
- ③ 部有財産の原形を変更するときは、あらかじめ部有財産管理者半田市長に協議し、承認を得なければならない。

原形を変更する目的で処分する場合も、前項の規定による承認を得なければならない。

3. 処分代金の管理

- ① 財産売却代金の管理は、部有財産管理者半田市長が管理する。
- ② 管理金の支出は、地元公共施設の建設資金に充当するとき又は総会等に於いて公的に必要があると認め支出の請求があったとき。
- ③ 部有財産を市以外の第三者に譲渡するときは、原則として売却代金の10%に相当する金額を部有財産処理手数料として市に納入する。

昭和49年8月23日半田市部有財産処理委員会決定